

狛江市社会福祉協議会団体活動室利用取扱い基準

平成 16 年 4 月 1 日

改正 平成 18 年 4 月 1 日

平成 28 年 2 月 24 日

平成 30 年 1 月 16 日

(目的)

第 1 条 この基準は、あいとぴあセンター（健康福祉会館）団体活動室の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第 2 条 団体活動室の使用に関する管理事務は狛江市社会福祉協議会備品及び活動室等貸出管理担当が行うものとする。

(使用時間)

第 3 条 団体活動室の使用時間は午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分までとする（毎月第 3 土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）。ただし狛江市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、事情によりこれを変更することができる。

(利用手続き)

第 4 条 団体活動室を使用しようとする団体は利用団体登録申請を行い協議会の許可をえなくてはならない。

2 団体活動室を使用しようとする団体は、協議会において予約をし、利用の許可を受けなければならない。

3 前項の予約は使用日の 3 ヶ月前の日の属する月の初日から当日までとする。ただし月の初日が休館日にあたる場合はそれらを除く日の翌日とする。

(登録基準)

第 5 条 次の各号に掲げる要件を備えている団体は、登録することが出来る。

(1) 狛江市内の障害者福祉向上を目的とする団体、もしくは支援団体・組織でその構成員に市内に居住する者の参加があること。

(2) 継続的かつ計画的な活動を行い、次の行為をおこなわない団体。

ア 営利を目的として行う事業。

イ 特定の政党の利害に関する事業。

ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する行為。

エ 特定の宗教を支持する行為。

(3) 団体の構成員が 3 名以上で、その代表者が市内に在住、在勤、又は在学している団体で、構成員の 2 分の 1 以上が狛江市に住所を有すもの。

(4) 必要な求めに応じて団体に関する情報を協議会に開示できる団体。

(5) その他、協議会が認めるもの。

(登録の申請)

第6条 登録を希望する団体は、狛江市社会福祉協議会団体活動室使用団体登録申請書に必要書類を添えて、協議会へ提出する。

(登録の受理及び決定)

第7条 協議会は、登録の申請を受理したときは、書類上の不備等の有無及び登録基準に適合するかどうかを確認し、決定する。

(登録有効期間)

第8条 登録の有効期間は、登録の日から2年後の3月31日までとする。

(登録内容の変更及び再登録)

第9条

(1) 登録済みの団体で、規約、代表役員等に変更のあった場合には、すみやかに協議会に報告しなければならない。

(2) 再登録を希望する団体は、あらかじめ通知された期日までに、必要な手続きをしなければならない。

(登録の取り消し及び停止)

第10条

(1) 登録団体の目的、活動内容が登録基準に適合しなくなった場合には、登録を取り消又は停止することができる。

(2) 登録団体が団体活動室を使用する際、狛江市社会福祉協議会団体活動室利用取り扱い規準に違反する行為があった場合、登録を取り消し、又は停止することができる。

(使用の制限)

第11条 協議会は使用目的、又は使用内容が次の各号の一に該当する場合は、その使用を制限することができる。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は付属設備等をき損するおそれがあるとき。

(3) 収益を目的とした事業で、その収益が団体運営目的外に使用されるとき。

(4) その他、協議会が不相当と認めたとき。

(使用期間)

第12条 同一団体の使用については引き続き2日を越えることは出来ない。

2 団体活動室を使用した事業については使用することは出来ない。ただし協議会が必要と認めたときは、この限りではない。

(使用権の譲渡などの禁止)

第13条 団体活動室の使用の許可を受けた団体は、その使用の権利を他人に譲渡し、

又は転貸してはならない。

(使用の取り消し等)

第 14 条 協議会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、団体活動室の利用を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用目的に反する行為をしたとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき
- (3) 災害その他の事故により、使用することができないとき
- (4) その他、協議会が必要と認めるとき

(団体責任について)

第 15 条 団体活動室を使用する団体は、団体の責任において使用内容に該当する保険に加入することを条件とする。

(使用料について)

第 16 条 団体活動室の使用は無料とする。

(原状回復の義務)

第 17 条 使用団体は、その使用を終了したとき、又は第 8 条の規定により使用を停止され、若しくは使用を取り消されたときは、直ちに施設等を現状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 18 条 施設又は付属設備などに損害を与えたとき、協議会が認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、協議会がやむを得ないと認めるときはその額を減額することができる。

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は協議会長が別に定める。

付 則

この規準は公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規準は公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。